

Title	十六・七世紀に於ける中国・ベトナム交渉史に関する一研究(II) : 莫登庸政権を中心として
Sub Title	A study on the diplomatic intercourse between China and Vietnam in the 16th and 17th Century (II)
Author	大沢, 一雄(Osawa, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.3 (1965. 12) ,p.51(351)- 80(380)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19651200-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十六・七世紀に於ける

中国・ヴェトナム交渉史に関する一研究(II)

——莫登庸政権を中心として——

大沢一雄

第一章 莫登庸政権の成立

莫登庸は一五二七年に黎朝の王統を篡奪して莫朝を創始した武将であり、短期間ではあつたが安南の大半をその支配下におき、中国からも正式に安南都統使として承認された者であるが、その出自や系譜に関しては曖昧な点が多いし、その政権掌握の過程についても明らかとはいえない。本章においてはこれらの問題について一応整理をしてみたいと思う。

莫氏の系譜について考えてみると、莫氏の系譜を莫登庸以前と莫登庸出現以後とに分けてみるのが好都合のようである。

莫登庸の篡奪以後、莫氏は一時的とはいえる安南史の中心に位したのであるから、その系譜は安南史料、中国史料によりやや確実なものが徴しうるのに対し、莫登庸以前の系譜は、信憑性において甚だおとるものと云わねばならない。

大越史記全書及び欽定越史通鑑綱目等の安南の基礎史料には祖先の莫挺之より登庸に至る七代の完備した系譜が記載されているが、この系譜をそのまま承認しうるや否やという点になると私は否定的な見解を探らざるを得ない。しかし一応安南側の史料に依拠して、その系譜を検討しながら論をすゝめてみたいと思う。

全書本紀（巻五）威穆帝戊辰四年の条によると莫氏の系譜は次の如く記録されている。

登庸平河高堆人也即至靈縣龍洞社。其先祖莫挺之・陳朝狀元，官至左僕射，挺之生高，高生邃，邃生嵩，移居清河蘭溪社，生萍，萍又涉于宜陽古□社而居焉，萍生檄，檄娶本社鄧椿長女，生三男，長曰登庸，次曰篤信，季曰樞，登庸有勇力，以武舉入宿衛……。

この系譜は綱目（巻二十五）に殆んどそのまま踏襲されているが一、三の相異点がある。

全書は登庸を平河高堆人としており、綱目は宜陽古斎人としている。平河高堆は全書の註記のとおり阮朝の海陽省至靈県竜洞社を指し、莫挺之の出身地であるが、登庸の祖父莫萍の時代に宜陽古斎社に移住したことは全書に明記されているのであるから、この点全書・綱目の記録には実質的な相違はないと思われる。

こゝで問題なのは挺之の子は全書では「高」となつており、綱目においては「瑤」に修正されている事である。綱目は阮朝嗣德帝時代の撰にかかり、成立年代は全書よりおそらく、全書の記述を批判的に踏襲し、その誤りを修正しているので、この「高」→「瑤」の修正にも根拠はあるかも知れぬが、現在、私には「高」と「瑤」のいずれを正しいと認めるか断定する資料はない。たゞ、二説を併記するのみである。しかし、全書・綱目とも莫挺之より登庸に至る七代の系譜を承認しており、安南においてこの系譜が流布していくであろう事は想像しうるのである。

大南一統志巻二十九，海陽省下にも

莫挺之、至靈県竜洞社人、是鄉前有莫顯績・莫建官二公，李辰丙辰，己巳俱文学首選。挺之陳興隆狀元，使元，以文藻見重，明尊尤加寵遇，憲尊朝挿入內行遣，遷左僕射。貴而能貧，以廉潔名。後子孫移居清河閔溪，又移宜陽古斎，莫登庸其七代孫也。

とあり七代説を探つてゐる。かかる系譜の成立年代及び成立の思想的根拠については後述することするが、こゝでは一

応この系譜にしたがつて検討をすゝめてみたい。

①莫挺之—②高（或瑤）—③遂—④嵩—⑤萍—⑥檄—⑦登庸

という系譜の中で安南史籍に記録を留めている人物として第一に莫挺之が挙げられる。全書によると、挺之ははじめ、陳の聖宗の弟昭国公益稷の開いた学堂の給費生となり、更に、英宗の甲辰十二年（元・大德八年）の科挙においては状元となつた人物で、同戊申十六年（一三〇八年）には英宗の命を奉じて元廷に使し、後に左司郎中になつたが、才徳兼備の誉高かつた。

第二代の高（瑤）に関する資料は全くない。第三代莫遂は明の永樂帝の安南討伐に關係しており、その行動は明・安南両国史料に頻出している。^[1]

全書に

莫迪・莫遂・莫遠及阮勛冒姓莫，皆不得志，迎降於明，明並授以官，後遂至參政，迪指揮使，遠塩運使，勛布政使
挺之孫也。
務・迪・遠。

とあり、これによると挺之の孫莫遂等が陳朝及び、胡季犸の政権下において志を得ず、永樂帝が永樂四年に胡氏討伐のために師を興すや、早速にその勢力下に馳参じた事が知られる。しかして、挺之の孫の中でも、莫遂は明朝が安南を直轄地となすに当つて大いに活躍し、明の安南支配に貢献するところ少なからざるものがあつたと思われる。

天下郡国利病書一百十八卷に

（永樂五年）三月甲子，南策州人莫遂等，同北江等府県耆老千一百一十人，詣軍門言，陳氏子孫被黎賊殺尽，無可繼承，願復古郡县，即日遣人馳奏。

とあり、亦成祖の安南領有の詔勅に次の文章がある。

十六七世紀に於ける中国・ベトナム交渉史に関する一研究（Ⅱ）

……遍求陳氏子孫立之，其國之官吏耆老人等咸稱，為黎賊殺戮已盡，無可繼承，又称安南本古交州，為中國郡県，淪汗夷習、及滋有年，命幸汛掃攏搶，剗燄蕪穢，願復古郡県，與民更新，朕俯徇輿情，從其所請。

この両国史料を比較してみれば「其國之官吏耆老人」とは具体的には莫遂等を指す事は明らかで、恐らく張輔の内意をうけての演出であつたと思われるが、成祖に安南領有の大義名分を与えた意義は大きいと云わねばなるまい。

其後、莫遂は明軍に従い各地を転戦し、胡漢蒼を捕えるなどの功があり、明の安南支配に積極的に協力しているが、更に、山本教授⁽³⁾によると莫遂等の投降は胡氏の防備状況に対する情報を提供する結果となり、明の軍事行動に益するところ大であつたという。

莫遂の没年は明らかでなく永樂十年（一四一二年）とするものと永樂十六年（一四一八年）とするものと両説あり、前述は全書⁽⁴⁾の記録で、後説は天下郡国利病書⁽⁵⁾によつて採用されている。

全書と利病書とでは没年が相違するのみならず、死没した場所についても喰違いがみられる。

全書に

諒山農文歷，聚兵拠其地，扼塞明人往来之路，殺獲無算，參政莫遂常領兵深入，中毒箭死。
とあるに対し、利病書には

清化府俄染縣土官巡檢黎利判僕称平定大王，（李）彬遣兵討之不克，布政司右參政土人莫遂與賊戰死。

となつてゐる。

孰れを取るべきか定め難いが、両国史料により莫遂の存在及びその明朝への貢献を否定することは出来ぬ。

莫遂の子の莫嵩について安南史料は記録を留めてはいないが、同じく利病書⁽⁶⁾に

……布政司右參政土人莫遂與賊戰死，其子嵩襲，食祿而不任事。

とあるので、莫嵩は父の功により一時はその職を継承する事が認められたと推測されるが無能のうえに、間もなく明軍の安南よりの撤退という時期に遭遇してしまったために、歴史に現われる機会もなく終つてしまつた事と思われる。

嵩の子萍は安南史料によると莫登庸の祖父にあたり登庸の父檄を生んだことになつてゐるが、利病書及び東西洋考引くところの李文鳳の月山叢談によると事情は大分相異してくる。

莫登庸其先不知許人、或本広州東莞県蛋民、其父流寓安南海陽路宜陽県古斎社、社長名之曰萍，蓋無足跡之人，蓋戲語也。萍生登庸及蹶、父子以漁為業。

すなわち、萍は安南史料とは違ひ莫登庸の父となつており、安南史料で登庸の父とされている檄について中国史料は全く触れるところがなく、更に李文鳳は一説として莫登庸^{II}蛋民説を紹介しているのである。確かに莫登庸が中国出身の蛋民と推定しうる可能性もない訳ではない。

月山叢談の他に王世貞の安南伝⁽⁹⁾も「登庸者蟹人也」と伝えてゐる。

又、羅香林教授⁽¹⁰⁾も莫登庸を蛋民出身と断定してをり、蛋民の活躍について述べた上で、莫氏について次のような記述をされてゐる。

……尤可注意者、則為東莞蛋民莫登庸在越南之建国。按登庸幼隨其父流寓於越南海陽道宣陽縣、以捕魚為業。……
登庸雖以篡奪得國、傳國僅一百四十余年、且無善政足述。然以一僑居蛋民、而能有如是建立、要不能不謂為蛋民大事矣。

羅氏はこゝに史料的根拠を挙げていないが、恐らく月山叢談等の中国史料に依拠したものであろう。

この蛋民説について、一応考慮の余地は存するが、この裏付けが中国側史料の一部に限られており、安南史料には全く傍証とすべきものが欠けているという点から断定的な結論を下す事は出来ない。

しかし、安南史料が人名における若干の出入を除き等しく七代の系譜を承認しているにも拘らず、この系譜が全く中国史料に反映していないという事情について考慮が払われなくてはなるまい。

私は、この現象は莫氏の七代の系譜が当時の安南において一般的に流布・承認されておらず、従つて中国史料に反映し得なかつたという事実を物語つていると推定する。換言すれば七代の系譜の成立年代は比較的後世に属するのではないかという事である。

而して、七代の系譜は如何にして成り立つたのであらうか。勿論、私は莫登庸の作為によるもの考えたい。そして、その説が恐らく阮朝成立以後になつて流布したのではあるまいか。

次の記事はこの点に關して一つの示唆を与えてくれる。

通鑑綱目・明徳元年（一五二七年）六月条

登庸入居昇竜城，立廟殿，追尊其祖考。

登庸自古齋入居昇竜城，仍以海陽為陽京，立廟殿于古齋，其祖莫挺之至父檄七代皆追尊。⁽¹⁾

恐らく篡奪後、自ら權威づけるために、同じく海陽の出身である同姓の莫挺之を祖とする系譜を創作したのであらう。

既述のごとく挺之より高・邃・嵩の四代は第二代の高（或瑤）にみられる混乱を除き中国・安南両国史料によつて継承關係をたどることは可能であるが、萍・檄・登庸の三代に關しては月山叢談の註記にみられるように中国史料と安南史料には相当な喰いちがいがあり、前四代の系譜に比較して系譜としての確実性において登庸に至る後の三代は時代的には新しいにも拘らず、曖昧な点を多く残している。尚お、前四代と後三代の接点となる嵩と萍の關係を明示する客觀的史料は存しない。

常識的に考へても莫登庸のごとき卑しい出身の篡奪者の系譜が七代二百年に亘り遡りうるという事は不自然で、月山叢

談が精々登庸の父の代についてしか語らず、利病書が莫氏の系譜を不明であるとしているのが寧ろ妥当のように思えるのである。

皇越地輿志⁽¹²⁾に

宣陽古斎乃莫氏鄉，自登庸僭位，号為陽京，相傳五世，以為根本之地。黎朝中興，始踏諸墓碑銘，撞其封樹。

とあるが、黎氏中興後に莫氏関係の文献や史料が意識的に、又無意識裡に損なわれたであろう事は充分推察しうるところで、現在、全書・綱目・大南一統志に公式に記録されているもの以外に莫氏についての史料を求める事は不可能であるう。

因みに、つけ加えて云うと七代の系譜成立の思想的背景として考えられるのは、いうまでもなく中国の古典である。

尚書に「嗚呼七世之廟、可以觀德，万夫之長，可以觀政」という文があり七世の廟をもつて徳を示す一つの目安とする考え方があられ

礼記の王制にも

天子七廟，三昭三穆，与大祖之廟而七，諸侯五廟，二昭二穆，与大祖之廟而五，大夫三廟，一昭一穆，与大祖之廟而三，庶人祭於寢。

とあるから、莫登庸は登極にあたつて中國制に則つた系譜を整えたのであろう。かかる点より推測すると安南史料に伝える莫氏七代の系譜には多分に人為的紛飾が感じられ、歴史的事実として認めるることは困難のようである。

次いで、莫登庸篡奪の経過について考察してみよう。

莫登庸に関する全書の記事は威穆帝の戊辰端慶四年（明・正徳三年）に初出している。

これによると彼は貧困のため漁業に従事していたが、勇力があつたので武舉に応じて合格し、端慶四年に天武衛都指揮

使に任せられた。⁽¹³⁾

武舉合格の年代は不明であるが、この期に武人としての一応の地位を得たといえるだろう。この時の皇帝である威穆帝以後の歴史は後に莫登庸の篡奪を可能ならしめる基盤を提供したことになるが、ヴェトナム史家の Le Thanh Khoi は莫氏登場の時代的背景を次のように述べている。⁽¹⁴⁾

(肅宗歿後)、その二番目の兄である威穆帝（一五〇五—一五〇九年）が継承したが、この時期以後、黎朝の歴史は頽廃した文明の、洗練された華麗さの中にあって、愉悦と残酷な行為に沈潜する無能な君主達の連續にしかすぎない。徒党が宮廷の権力を獲得するために争っている間に、叛乱は地方を擾し、そして王位を目指す野望の影は成長していく。

威穆帝は間もなく強烈なる本能をあらわした。彼は自分の王位継承に反対した皇太后及び二人の大宮（礼部尚書覃文礼・御史台都御史阮光弼を指す—筆者註）を殺した。毎夜痛飲乱舞の中にすがし、昼は縦に侍女たちを殺した。彼は彼の母の出自の卑しいことを非難している親王達を警戒して、権力は母方の一族と武舉に応じた新人に託した。彼等の中の一人が莫登庸で彼は首都の総督（Gouverneur de Capital. 天武衛都指揮使—筆者註）になつた、彼は著名な文官である莫挺之の後裔であり、貧乏のため漁撈を業とするまでに至つていた。

この威穆帝を弑殺して武力をもつて王位を得た襄翼帝は即位直後、一時は弊政を一新すべく努力したが、結局事態を收拾することは出来ず、かゝる状態下に徒党の蜂起は相次いだ。⁽¹⁵⁾

洪順三年（明・正徳六年）⁽¹⁶⁾一月には申維岳・吳文綜等が京北地方に、同年冬十一月には陳珣が山西に挙兵し、翌四年（明・正徳七年）には黎熙・鄭興・黎明徹等が乂安地方を擾騒し官軍に相当な損害を与えていたが襄翼帝の治世における最大の叛乱は洪順八年（明・正徳十一年）三月初六日に諒山地方に勃発した陳嵩の乱である。襄翼帝も、この混乱に乗じた鄭惟鑑及び鄭綏等のた

めに同年、弑殺されている。この帝の後を襲つたのは昭宗（椅）である。

この乱に莫登庸は若干の関係を有していたようでもあり、中国史料によると初め莫登庸は陳暠に降り、後再び黎朝官軍に復し陳暠討伐に従事したとなつて⁽¹⁷⁾いるのであるが、安南史料は陳暠の乱中の登庸の動向には触れていない。全書に鉄山伯陳真の攻撃をうけて陳暠が大敗し、諒源に退き以後陳真の子昇が嗣いで宣和と潜号した事は記録されているが、登庸に関しては翌光紹二年（明・正徳十二年）⁽¹⁸⁾秋七月の条に「時莫登庸鎮守山南」とあるのみである。

又、安南伝は陳暠討伐の功を以つて登庸が武川伯に封ぜられた事を伝えているが、全書にあつては洪順三年（明・正徳六年）⁽¹⁸⁾、すなわち陳暠の乱の六年前に武川伯になつて⁽¹⁷⁾いるので、これを基準にすると武川伯に封ぜられた事と陳暠討伐問題は全く無関係であるといわなくてはならない。たゞ安南史料によると光紹三年（正徳十三年）⁽¹⁸⁾登庸は武川侯に加封されているから或は安南伝の誤記とも考えられるが、孰れにしても、この期の発庸は安南伝等中国史料のいうような大きな勢力には成長していないなかつたというのが事実であろう。

たゞ、陳暠により鄭惟權が殺され、その後陳氏が失脚し、更に、その討伐に功のあつた阮弘裕・陳真・鄭綏等が霸権をめぐり抗争を展開したことが莫登庸の地歩確立のために甚だ好都合であつたことは否めないであろう。

すなわち、光紹二年（正徳十二年）⁽¹⁸⁾、阮弘裕が初めに挙兵して鄭綏を攻撃し、これを清華に逐つた。鄭綏は鄭惟權の同族で、襄翼帝廢弑の計画に参画していたのである。この挙兵の報をきゝ鄭惟權の義子の陳真は鄭綏を助けて阮弘裕を攻撃して、これを追放した。

この際、陳真は阮弘裕の退路を絶つことを莫登庸に求めたが、登庸はその請に従わなかつたのである。

其後、陳真は政権を握り権力を恣にした。全書によると光紹二年（正徳十二年）⁽¹⁸⁾条に

……（陳）真逐阮弘裕、權在掌握、莫登庸亦憚之、乃為其子登瀛娶真女。

とあるから登庸は政略結婚により地位の安全を計つたのであろう。しかし、光紹三年(正徳十三年)^(一五二八年)褚啓・鄭侑・呉柄等が光紹帝を擁し禁中にいて陳真を謀殺するに及び陳真の霸権は潰え、権力闘争はその極に達する。

陳真の配下黃維岳・阮敬等は挙兵して京城に通り、ために昭宗は京城を出て各地に難を避けて遷り、食事にも事を欠く有様であつた。京城は「城中空虚にして、京師遂に漁獵の場」となつたと史料は伝えている。⁽¹⁹⁾

帝は陳真の残党討伐を曩きに陳真に逐われた阮弘裕に命ずるが、阮弘裕は機会を逸して果さず、莫登庸が召されて登場することになる。當時山南に鎮守していた登庸は光紹三年(正徳十三年)^(一五二八年)八月、帝に謁して協力を誓い、戦略上の必要を説いて帝を菩提より宝洲(河内懷德府慈廉県)に遷すことを主張した。しかし、都御史杜岳及び副都御史阮予はこれに反対し、この問題をめぐる争いが展開されたが、登庸がこの二人を暗殺するに及び彼の威勢は侵透した。⁽²⁰⁾

安南史料はこの模様を次の如く述べている。

登庸使其党丁蒙執(杜)岳・(阮)予・殺之于春杜行營北門外・群臣皆震慄・遂奉帝幸宝洲・自是中外大權悉歸登庸矣。

かかる経過よりみて登庸が実権を掌握したのは光紹三年(正徳十三年)^(一五二八年)九月とみられる。しかし、一方にあつては鄭綏・阮敬・阮盎等が山西を中心に偽帝黎榜・黎櫟等を擁しており、その勢力は無視出来ぬものがあつたので、登庸は阮弘裕と共にその討伐に努めたが、弘裕が山西の党に大敗を喫し戈を戢めるに及び、事後は専ら討伐の主体となつた。

光紹四年(正徳十四年)^(一五二九年)秋七月、登庸は大いに兵を発して黎櫟を慈廉に囲み、折からの大雨を利して黎測の軍を水攻めにして遂に黎櫟・阮盎を捕え、これを誅し、又、その他の将阮敬・黃維岳等も相次いで登庸に降伏したので、陳真の残党は平定されるに至つた。登庸は降將阮敬等の罪を赦し、自己の幕下に加えた。

九月には昭宗光紹帝は京に帰還し、莫登庸は明郡公に封ぜられたが、次いで翌光紹五年（正徳十五年）⁽²¹⁾春正月、節制各處水歩諸宮を命ぜられ、天下の軍權を掌握するに至る。しかし、そのためには種々の術策を弄したようである。

綱目(21)

登庸求總兵柄，勦平群賊，禮部尚書范嘉謨，以為兵權散在五府，登庸凡事不得尽所為，協与同僚，保舉之。帝遂以

登庸節制十三道水步諸宮，而以嘉謨，贊理軍務。於是，天下精兵健甲，都歸登掌握矣。

同記事の註記によると范嘉謨は宜陽黎舍出身で、後進士になつた者で「登庸姻家也」とある。彼は登庸と謀り、天下の兵權を掌握するための工作を分担したのであろう。

登庸が篡奪の異志を蓄えたのは恐らくこのころで、この一五二〇年より篡奪の年一五二七年までの八年間は篡奪のための準備期間であつたにすぎないといえるだろう。

この他、京北諒源地方の陳暉の子陳昇の政権、山西の鄭綏の一党が残存しているとはいえ、これは局地的問題で大勢を左右する力はなかつた。

登庸は兵權掌握後「步行則鳳蓋銷金，水行則龍舟引纜，出入宮禁，無所忌憚」⁽²²⁾という状態であつたが、一方において権力扶植のための措置も怠らなかつた。

彼は前述の范嘉謨に政治を掌握させ、その妹の夫武護を山西総鎮とし、登庸の弟莫櫟に宿衛兵を典らしめ、子の登瀛を毓美侯とし金光殿を掌さどらせる等、親党蟠結して一大勢力を築き、又帝に対しても登庸の仮女を侍らせその動静を監視させ、帝の腹心署衛阮構・都力士阮寿・覃拳を相繼いて殺害する等の手段をとつた。かゝる状態の中で帝は莫氏に危険を感じ密かに鄭綏の援をもとめていたが、光紹七年（嘉靖元年）⁽²³⁾秋七月、夜陰に乗じて山西明義県夢山社に鄭綏を頼り脱出してしまつた。

そこで登庸は范嘉謨らと謀り、昭宗光紹帝の弟黎椿（慮）を擁立し、統元と改元した。これが恭皇帝である。⁽²³⁾

これ以後、鄭綏は光紹帝を挾み、恭皇帝を擁する莫氏に対抗することになるが、統元四年（嘉靖四年）、⁽²⁴⁾ 登庸が自ら將として清華に鄭綏を攻めるに及び、光紹帝は捕えられ、統元五年（嘉靖五年）帝は登庸の命をうけた范金榜のために弑された。⁽²⁴⁾

鄭綏が敗れ、尋いで死亡するに及び登庸は憚るところなく、統元六年（嘉靖六年）六月、恭皇帝に禅位を逼り、帝及び皇太后の鄭氏を幽囚し、更に数ヶ月後には自尽せしめた。

登庸は統元六年（一五二七年）昇竜城に入り、改元して明徳元年としたがこの登庸篡奪の際、敢えて黎朝の社稷を守り登庸に反抗を企てた者はなかつたようである。⁽²⁵⁾

篡奪直後の登庸は黎朝の制度を遵守することを施政の原則とし、功臣世家の子孫を求めて登用する等の処置をとり、人心收攬につとめたが、翌明徳二年（嘉靖七年）になると、「更めて新政を立てんと欲し」各種の改革に着手した。⁽²⁶⁾

すなわち、春正月には新錢を改鑄して天下に通行せしめ、冬十月には阮国憲に命じ、兵制・田制・祿制を定めた。⁽²⁷⁾

兵制について全書は衛所の編成・兵數等を記しているが、田制について登庸がいかなる改革を企図し、実施したかという事については知ることは出来ない。

翌三年（嘉靖八年）には会試科を開いている。この試法は黎朝の例により、三年一試をもつて常例となした。

次いで同年十二月「年老ゆるをもつて」位を長子登瀛に禅り、自ら太上皇と称することになるが登庸の位を繼承した登瀛は莫朝にあつて最も有能な君主であつたようである。

歴朝憲章類誌（人物誌）莫氏事跡に

莫登瀛……登庸之子，性寛簡，守法度，禁苛暴，輕徭薄賦，年穀豐登，家治人足，国内稱治平，僭進稱尊號太宗文皇帝。

とある。しかし、実質的支配権は登庸の手に委ねられていたようである。

譲位後の登庸は全書⁽³⁰⁾によると

出居祥光殿，以漁為業，遨遊自樂。

とあるが綱目には

還居古斎，以鎮固根本，而国家事權皆裁決焉。

とあり、一致しない。

登庸のいた古斎は、登庸即位後、陽京とよばれたが、皇越地輿志（海陽荆門府条）に「相伝五世，以為根本之地」とあり、その地形は大南一統志⁽³²⁾には次の如くのべられている。

地居北圻之東，偏負山帶海，勢壯形彊，其名山則安子朝山，其大川，邯江·六頭江·西南原隰平行，江道如織，東北山高海濶，地多岩阻，防緝之要，視此以為重輕，若夫南趙塗山，負海之区，東引廣安，互為控制，寔海強之要地也。恐らく登庸はこの地にあつて登瀛を支援する体制をとつたのである。

大正元年（嘉靖九年
一五三〇年）清華の人黎意が郴州に挙兵し、莫氏に反抗した際に「登庸自ら水歩數万を督し、黎意を馬江に擊」⁽³⁴⁾つていることからみても譲位したとはいえ事実上支配権を掌握していたとみて差支えあるまい。

莫氏政権の安南全域に対する支配力がどの程度のものであつたか詳細に知ることは出来ないが、前記黎意をはじめ、やゝ遅れて光紹帝の子と称する黎寧が清華方面において反莫闘争を展開している実情よりみて清華以南の地に対する支配力は著しく弱かつたとみてよいだろう。

その統治の南限ともいべき順化・広南に対する莫氏の支配状態は撫辺雜錄⁽³⁵⁾により大体は推察しうる。

これによると莫氏の支配力は一時的には順化・広南地方に及んだが莫登庸登極後二十六年の順平四年（一五五三年）に

は阮淦等の反莫氏勢力のために同地方より驅逐されたようで、莫氏篡奪後約二十五年にして該地方に対する支配権な実質的に喪失したといえよう。その後、莫氏の残存勢力による反撃も二、三行なわれたようであるが、一五七二年を最後に、この地域に対する軍事行動は終熄している。この一五七二年は莫政權の第五代莫茂洽の治世に当り、莫政權の終期とほゞ一致する。

一方、明実錄によると⁽³⁶⁾

国内疆土大約、黎氏僅存十二、莫氏已拠十八矣。

とある。これは提督兩廣軍務兵部左侍郎潘旦の奏の一部で、嘉靖十六年（一五三七年）のものであるが、これは時期的に莫朝第二代登瀛の大正八年に相当する。これによると莫氏は安南の三分の二を支配したにすぎない。この観察がどの程度正酷を得ていたものか判然としないが、莫氏が絶対的な支配権を安南において行使するだけの実力を有していなかつたという事實の裏付けとはなろう。しかも、この登瀛時代は莫氏政權の盛期に当るという事を考えあわせると、莫氏は国内に散發する反莫氏勢力に対応しつゝ、一方においては北方の明朝の圧力を受けとめなくてはならないという窮地にたゞされていた訳で、北方の中国に対する政策が消極的、妥協的にならざるを得なかつたのは当然である。

大体、明朝において莫氏の問題にからんで安南対策が論議の対称になつてくるのは登瀛の大正年間（一五三〇年～一五四一年）の前半、中国の年号でいうなら嘉靖十五年以降のことである。

以下、次章において莫氏と明朝の交渉を考察してみたい。

註

- (1) 全書本紀実錄卷八陳紀少帝の項
- (2) 成祖實錄・永樂五年六月癸未朔の条

- (3) 山本達郎・「安南史研究」山川出版社 三四四頁
- (4) 全書本紀実錄・卷九後陳紀壬辰四年の條
- (5) 天下郡國利病書卷一百十八・安南 永樂十六年春正月甲寅

の条

- (6) 同右
- (7) 利病書卷一百十八 安南及び東西洋考 卷十二に引用してある。

- (8) 辞源によると萍について「水面浮生之小植物、一名水萍亦称萍」と説明している。萍泊・萍寄等の熟語も定住することなく諸處を漂泊するという意味をもつてゐる。

- (9) 王世貞撰・安南伝卷一

- (10) 羅香林・百粵源流与文化 台湾書店・民国四十四年 1111

○頁~1131頁

- (11) 綱目卷二十五に莫挺之より登庸に至る七代の系譜が記録されているが、それによると登庸は挺之の七代の孫にあたるから註記に「其祖挺之・至父檄七代皆追尊」とあるのは適当でない。「……至父檄六代皆追尊」とすべきであらう。

- (12) 皇越地輿志卷一・海陽荆門府条

- (13) 全書本紀実録・卷五・黎紀威穆帝戊辰四年条

- (14) Le Thanh Khoi; Le Viet-nam—Histoire et Civilization, Paris, 1955. p. 233.

- (15) 全書本紀実録卷六・黎紀・襄翼帝洪順一年冬十月条に東閣学士梁得朋が帝に治平十四条を奏上した際の上奏文を録しているがその中で襄翼帝の治世を評して次のじとく述べてゐる。

……然而即位以来和氣未調、干戈未戢、朝綱未舉、軍政未

十六・七世紀に於ける中国・ベトナム交渉史に関する一研究 (II)

修、災異屢見、恐天道之未順、山石剝削、恐地道之未寧、奸宄竊發、逆賊潛萌、恐人道之未安也。而在朝之臣、知而不言、其自計得矣……

黎朝の政治の頽靡が凡ゆる分野に萌している様子が伺がわれる。

(16)

陳暦は安南史料には純美殿監とあり、中国側史料では社堂焼香官とあるが、この職掌は不明である。東西洋考卷一には「諭山都將陳暦」となつてゐる。彼は自ら「帝祚降生」(全書)、或は前王朝たる陳朝の後裔(大清一統志卷四百三十一・安南)と称し、自立して天應と建元した。この事件は史国史書にも記録されているが、安南史料との間に相違がみられる。

中國史料の多くが陳暦が其王喟(襄翼帝)を弑したと記録している。慎懋賞の四夷広記の安南条(玄覽堂叢書続集第九十九冊)では陳暦与子夷作乱弑瑩、瑩僭号八年、降称靈隱王、後偽呼襄翼帝となつており喟は瑩と記されているが、陳暦が襄翼帝を弑したといふことは安南伝(王世貞)四夷広記・安南図説(鄧鐘)、利病書・大清一統志等の一致して記録するところである。これに反し、安南史料は一致して鄭惟愬が襄翼帝を弑したとしている。全書(洪順八年夏四月条)にも鄭惟愬弑帝于太學門。とある。

恐らく安南史料の記事が正確であろう。鄭惟愬の弑逆と陳暦の自立が等しく洪順八年(明・正徳十一年)に行なわれ

たため中國側の史料に混乱がみられたと思われる。中國史料の例外として東西洋考(卷一)があるがこれには正徳丙子(十一年)鄭惟灝・鄭綏与其党陳真弒媚，而諒山都將陳

嵩者称陳氏後·以諒山之甲·迫交州·殺鄭惟灝·自立，となつてゐる。鄭惟灝は襄翼帝の權臣であり、地方の叛乱討伐に功があり、都將御史台僉都御史になり源郡公に封じられた。

(17) 王世貞·安南伝卷二……会其都指揮莫登庸降諒，登庸者蠶人也。勇而善戰，繇武擧累遷隸嵩，以罪奔，諒大喜用為宜陽參將，而與陳嵩戰大敗殺嵩還，進封武川伯。

四夷廣記安南条(玄覽堂叢書第九十九冊)……都力士莫登庸叛降嵩，尋復与黎氏大臣阮弘裕起兵攻之，嵩敗走。

(18) 前註参照

(19) 全書本紀実錄卷六·黎紀 昭宗光紹三年秋七月条

(20) 紲目正編卷二十六·光紹三年九月条

(21) 紲目正編卷二十七·光紹五年春正月条

(22) 全書本紀実錄卷六·黎紀光紹七年七月条

(23) 恭皇帝椿について中國史料は安南人が莫登庸の子であると云つてゐる事を伝えており、(安南國説)、又安南伝には登庸が恭皇帝の母を娶つた事を記録してゐる。

これ等の事件に対しても安南史料は何も記していないが、中國側には流布していたようで、世宗実錄(卷一九九)嘉靖十六年四月庚申条に莫登庸の十大罪をあげた中で、その二

(24) 東西洋考卷一交趾条には「諒走入哀牢，憤死」と光紹帝の最後を伝えている。

(25) 全書本紀実錄卷六莫僕紀引くところの登柄の野史は當時特態を次の如く評してゐる。

當此之時，拳朝諸大臣，皆注目閉口，面面相窺，向使黎朝中有一人能仗義，與黎家出力，誅逆禁惡，以討叛臣之罪，則其興復社稷，猶可圖也，胡乃甘心守職，依憑寵祿，以苟富貴，罔免其身，反縱小人，陰替默教之謀，助成其勢，以求榮顯，使莫昏益驕弄，得以自專，上既無君臣之分，下自崩篋逆之心。憲爵固寵，壞義捐忠，行若狗彘，罪惡彰聞，其視古之諸賢則遠矣。于斯時也，權奸勢大，臣下異心，天子孤立於其上，拳朝無一人可托，欲無傾覆，豈能得乎。

全書本紀実錄卷六莫僕紀明德元年六月条·登庸恐人心懷旧，久復生變，乃遵守黎朝法度，不敢廢置。

(26) 同右 明德二年春正月条

(27) 同右 明德二年春正月条

(28) 同右 明德二年春正月条

(29) 同右 明德二年春正月条

(30) 同右 明德三年冬十二月条

(31) 紲目正編大正元年春正月条

(32) 大南一統志卷二十八·海陽省上，
四夷廣記安南条，(登庸)退居都斎(古斎)，都斎為安南要害，登庸居此為芳瀛(登瀛)外援，而以九公府為都

に「逼娶国母，罪二」と記されている。

斎之衛。

(34) 全書本紀実録卷六莫僕紀大正元年夏四月条

(35) 黎貴惇，撫辺雜錄卷一、……偽莫篡位，使其弟偽信王莫櫟

領順化道，時地方擾亂，土豪各擁兵衆，互相攻擊，聞登庸
篡位，差官撫寧，亦稍自戢……偽大正五年甲午(嘉靖十三年
一五三四年)

楊璉等復謀反，與土目互相仇殺，尋亦敗死，順化稍安。……

本朝時已中興，昭勲靖公阮淦，與世祖太王尊扶裕皇於西
都，奄有驩·愛境土。元和(一五三三年~一五四八年)季
年，命西郡公黎丕承將兵經略順·廣，各縣土豪及偽官相紹
歸順，中宗順平四年壬子(一五五二年)乃偽景曆五年，王
師討平順化，乘勝定廣南，設官分兵，設鎮守二處，六年甲
寅(一五五四年)偽莫使范克寬為順化營參將，自京回，
集徒衆，為柳林侯所殺，淨川伯亦為(黎)丕承所殺，惟黃
孟拒守海陵源頭，五年不降。其將香陽伯范德中密輸款，執

孟殺之，二處皆平，諸貢士多越海徙莫者朝廷加意撫諭，

設三司府縣官以治之，人心尚懷反側。英宗正治元年戊午

(嘉靖三七年
一五五八年)命端郡公阮潢將本營兵鎮守順化。以防西寇。與

廣南鎮守鎮國公相為救援，地方事大小，軍民租賦一切委
之，阮氏有順化始此。……(正治)十四年辛未(隆慶五年
一五七一年)

康祿衡府人美郡公謀図端郡公，降于偽莫，端郡公攻斬之，
境內稍安，廣南土將互相殺掠，端郡公悉誅之，委偏將勇郡

公留守，以收其衆。洪福元年壬申(降慶六年
莫茂洽崇康七年·一五七二年)

偽先郡公乃布政人，為偽莫向道，引偽立郡公，自海陽率水
兵六十艘，入寇廣·順。端郡公分兵拒守，誘致偽將立斬之
于瓜瓜祠，賊兵潰走，盡皆溺死，先郡公走布政得免，自是
偽莫不敢復順·廣南。

(36) 明實錄世宗嘉靖十六年四月丁卯条

第二章 莫氏政權と明朝との交渉 (I)

全書によると明朝に対する前黎朝の朝貢は襄翼帝の洪順五年(正徳八年
一五二三年)に行なわれたのが最後で、其後洪順八年(正徳十一年
一五二六年)にも歲貢が行なわるべきであったが襄翼帝が同年夏四月に鄭惟愬のために弑され、次いで陳真·鄭綏·阮弘裕等の権力闘争が表面化する等の事情により、遂に実施不能になつた。黎の太祖より七十余年に亘り欠けることのなかつた三年一貢の原則は、こゝに至つて破られた訳である。

襄翼帝の嗣をついだ昭宗は光紹三年(正徳十三年
一五二八年)、明朝に対する歲貢と請封のために阮時雍·阮儼·黎懿·吳煥等を派遣す

る計画を有したが結局中絶してしまつたので前黎朝の君主として中国より承認されたのは襄翼帝をもつて最後とする。⁽¹⁾

其後、光紹七年（嘉靖元年⁽²⁾）秋七月、莫登庸を避けて清华に竄した昭宗により再度歲貢及び請封のための使節派遣が計画されたが、これも未遂に終つてしまつた。

四夷広記安南条に

嘉靖元年・莫登庸自称安興王、謀弑椅（即昭宗光紹帝），椅母告椅，椅乃与其臣杜溫潤間行至清华，居之，登庸立其庶弟（恭皇），椅遣使間道，來貢并求封，為登庸阻。

とあるがこの遣使は嘉靖四年（一五二五年）に行なわれた模様で明史稿⁽²⁾には

（嘉靖）四年・諱（昭宗）遣使，間道通貢，并請封，為登庸所阻。

とある。

明朝に対する前黎朝の遣使計画はこれをもつて最後とする。

一方、明朝側史料によつてみると正徳八年（一五一三年）より正徳十六年（一五二一年）まで、安南の朝貢杜絶について明朝側で特別な関心をいだいた様子はない。

しかし、正徳十六年（一五二一年）夏四月、世宗が即位し、同八月、帝の登極を藩属国に知らせるための遣使が行なわる段⁽³⁾になり、安南問題は明廷の注意を引くようになる。

この詔諭使は正徳十六年（一五二一年）八月乙巳に発令され⁽⁴⁾たにも拘らず、約一年半の長い歳月を要した上、安南に到達することが出来なかつた。この間の事情について明実録⁽⁵⁾は次のようにのべている。

初翰林院編修孫承恩、礼科給事中俞敦奉詔勅・彩幣、諭賜安南國王黎悊（黎瑩、襄翼帝⁽⁶⁾），行至竇州、聞其臣莫登庸復叛逐諱（僞名椅），道不通使臣不得入，還至梧州，敦病死，承恩上疏言狀，總督兩廣都御史張頃等疏、下至禮部覆議、上命承

恩回京、夷方事情、令鎮巡官查勘以聞。

これに拠ると世宗が、その登極を安南国王黎昭（襄翼帝）に詔諭せんとした事を伝えているが、この帝が正徳十一年（一五一年）に弑殺されているにも拘らず、正徳十六年（一五二一年）に襄翼帝に対する使節が発令されているのであるから、當時、明朝の安南に対する認識には少くとも五年の空白が存していいたという事が出来、かかる事情から推すと孫承恩等は竜州にいたり始めて莫登庸の名を知つたのであろう。

文中「其臣莫登庸復叛逐謫」とあるので、この記事の「復」という字に拘泥すると既に登庸に関する情報が明廷に達していたような印象をうけるが、これは竜州における情報であり、前章に述べたごとく登庸が嘗つて陳嵩に降り謫に叛き、後再び謫に降つたという中国側所伝を反映したものというべきで、明廷は莫氏に関する情報を以前には受けていなかつたと考えてよいだろう。孫承恩の上疏に基づいて世宗は鎮巡官をして安南事情を調査せしめることを決定したが、この結果、安南の事情の一部が明らかになつてくる。

やゝ長文であるが、この勘查の結果明朝の得た情報を引用してみよう。⁽⁶⁾

先是・以安南国事情、奏報不明、行鎮巡官查勘。至是、巡按廣西御史汪淵具奏言；安南國王黎昭無嗣，立故兄灝子謫為世子。正徳十一年（一五一年），逆臣陳嵩弑昭，国人黎昭等共立謫為王，其臣莫登庸討嵩，嵩走死，子昇猶拏謫山為梗，登庸挾討賊功，又娶黎灝寡妻，即謫母也。遂謀奪國事。於是，杜溫潤・鄭綏奉謫，出避清都府，登庸遂脅遷謫弟謫（椿恭皇），出拏海東長慶等府，各相讎殺，迄今無定主，此其大較也。乃長慶等府牒文称；登庸討賊，在外奸人杜溫潤・鄭綏脅遷謫于清都，故登庸立謫，暫攝國事，今已殺溫潤，逐陳昇，國中悉平。且称，登庸忠義。蓋長慶登庸所拏府也，臣以事情度之，夫黎謫之立名位甚正，今摄國七年，一旦播遷，登庸既忠義何不討賊，輒議立此，難免於篡逼之罪。且黎灝早卒，安有幼子，或登庸娶其妻，而生子冒姓，黎謫亦未可知。况清都越在南徼，音聞阻絕，其称殺杜溫

潤事，未審真偽，而黎諱之存亡亦未得知。請封事情未敢輕議。疏下，禮兵二部議，安南之亂始於陳嵩叛逆，而黎昭遇害，繼以登庸姦雄，而黎諱播遷，然登庸輒背旧主，別立黎應，夫諱兄也，應弟也，弟不可以奪兄諱君也，登庸臣也，臣不可以廢主，况今彼國無主，勢未歸一，使諱能光復旧物，封之固宜，不幸諱不得，還將封諱，則遂其奸謀，不從則別無嫡派無一可者也，故必俟其國事既定，勘報無異，聽其綏請，庶有適從，上命鎮巡等官，勘實具奏。

詳細な点に關する誤りはあるが、当時の安南情勢は大体正確にとらえられているといえるだろう。たゞ、注意すべき点は登庸が應を逐い篡奪の意を逞しうせんとする可能性を、事實のおこる三年前に予想していることであろう。

しかるが故に、礼・兵二部では原則的に諱を冊封することを容認し、登庸の擁立しているその弟應の冊封に反対しながらも究極の策として安南の混乱した事態の安定をまつてその対策を決定することを献策しているのである。しかし結局安南問題はそのまま放置されてしまったといつてもよい。

一方、全書等安南史料には光紹七年（嘉靖元年）^{（一五二一年）}春正月の明使孫承恩・俞敦等の遣使についての記録はみられるが、其後、登庸が篡奪し、改元した明德二年（嘉靖七年）^{（一五二八年）}に至るまでの七年間の明との交渉を物語るものは記されていない。故に應（椿皇帝）時代の安南の明朝に対する働きかけを判然と知ることは出来ないが、明史稿に「明年（嘉靖五年）春，登庸賂欽州判官唐清，為應求封，總督張楨逮，清死於獄。」とある。

嘉靖二年以降、明朝は安南の動静について一応注意を払っていたのであるし、登庸側としても明に対する顧慮を怠らなかつたであろうから、明の地方官と登庸との間に或る種の接触があつたとしても不思議はあるまいが、その目的が應のため請封することであつたかどうか。

特に、この翌年（嘉靖六年）に莫登庸の篡奪が行なわれたことを考えると、この点は益々疑問であろう。

登庸篡奪後の明德二年（嘉靖七年）^{（一五二八年）}、全書によると登庸は安南・明朝の関係を正常化するために遣使し、地を割きて明に納

めたため「南北復た使を通じ住来す」るに至つたとある。しかし、

明史(8)に

踰年（嘉靖七年）遣使來貢至諒山城，被攻而還。
とあるから明徳二年に登庸により明に対する遣使が行なわれたことは事実としても、これより両国の国交が再開されたとする全書の記事は誤りで、綱目(9)も「此条旧史所載皆失其実」として修正を加えている。

中国側史料には嘉靖十五年（大正七年）冬、世宗の皇子誕生の際、藩属国に詔を頒つことが議せられ、礼部尚書夏言が「安南貢せざること二十年を逾す。宜しく使を罷むべし」と奏した事が記されている。

明実録によれば襄翼帝の最後の朝貢使は正徳十年（一五一五年）夏四月に明廷に到着しているのであるからこの嘉靖十五年（一五三六年）まで二十二年を閲している訳で、夏言の言のように「二十年を逾ゆ」とあるのは正確で、全書の記事のよう明徳二年（嘉靖七年）に国交回復したということは、中国史料によつても否定されるわけである。

このように嘉靖十五年に安南問題が明廷の議題になり始めた頃、安南内部には莫氏に反対する勢力が芽生えつゝあつたのである。

莫氏の大正元年（嘉靖九年）(一五三〇年)には、清華の人黎意が黎氏の外孫と称し、清化省郴州に挙兵し、光紹の年号を用い、一時大いに威を振つたが、同年末、莫兵に捕えられ車裂きの刑に処された。

亦、翌大正二年（嘉靖十一年）(一五三一年)、黎朝旧臣の黎公淵・阮我・阮寿良・阮仁連等が、更に名雄山なる者が夫々清華に挙兵している。

しかし、莫氏にとり最大の反対勢力は阮淦等を中心とする一派であつた。阮淦は一説には黎の重臣阮弘裕の子であろうと伝えられているが、彼は明徳三年（嘉靖八年）(一五三九年)、子弟を率いて哀牢に奔り、その王乍斗の援助のもとに反莫運動を展開し、

大正三年(嘉靖三十一年)^{一五三二年}には昭宗(黎諱)の子と称する黎寧を擁立した。

この黎寧(後の黎莊宗)の出自に關しては多く疑問の点が中国側からも提出されているので詳しくは後述する。

阮淦は第三代莫福海の広和五年(嘉靖二十四年)^{一五四五年}五月、莫の降將楊執一のために毒殺されるまで、黎朝復興のために努力したが、その死後は、その女婿鄭檢により反莫運動が継承された。

この黎氏と莫氏の対立は次第に宗主国である明朝に対する働きかけに発展していく。

黎朝の旧臣が實力により莫氏を打倒出来ぬ場合、黎朝が中国の冊封を受けていたという關係を利用して、明朝の支配力にたより黎朝の再興を策するのは極めて自然の経緯といえよう。黎朝側からの明朝に対する働きかけは安南史料によると莫登庸の明徳三年(嘉靖八年)^{一五二九年}には始まつてゐる。

全書¹²の明徳三年条に

時黎朝旧臣鄭顥・鄭昂兄弟二人、奔告于明、莫氏多用賄賂於明、沮之、事未能濟、皆死于明。

とあり、同様の記録は綱目にもみられ、更に「師を興し罪を問わんことを請う」と述べてゐる。

しかし、中國側には鄭顥兄弟の亡命を伝える記事もなく、又その援助要求が検討された形跡もない。

両国の史料ではつきりと確認されるのは鄭惟憲である。

全書 莊宗元和元年(嘉靖十二年)^{一五三四年}春正月に

帝遣鄭惟憲、如明奏稱、莫登庸僭亂、竊拋國城、阻絕道路、以致久廢職貢。

とあり、綱目同年条には更に詳細を伝えてゐる。

遣使如明

先是・屢馳書告難于明、俱為賊徒邀殺。至是・遣鄭惟憲等十余人、泛海・自占城附廣東商船。凡二年方至燕京、備

陳莫登庸弑逆，竊拋國都，阻絕貢道，乞興師問罪。明人疑其詐，惟憲作書數千言，自附於甲包胥・張子戶之義，忠憤奮激，讀者悲之。明禮部尚書嚴嵩奏言，惟憲所陳，未為確拋，請畱之使館，仍命官，往勘其實。明帝乃命千戶陶鳳儀・陳璽等前往，與雲南巡撫注文盛，會勘罪人主名。

これによると明德三年の鄭頤兄弟以外に明に莫の篡奪を訴え、問罪の師を請う試みは屢々なされたのかも知れないが、莫氏の妨害のため目的は達しなかつたようである。そのため鄭惟憲は占城より廣東商船に便乗して中国に赴くという方法をとつたらしい。

安南史料によると全書・綱目ともに黎寧の元和元年(嘉靖十三年)春正月の条に鄭惟憲の遣使についてのべてているので、惟憲の出発はこの歳のことと考えてよいだろう。

明廷に至るのは明実録によると嘉靖十六年(元和五年)二月壬子のことと、実録の同条に
安南國世孫黎寧，差國人鄭惟憲等十人，赴京奏……
とあり。天下郡國利病書(13)には

(嘉靖)十五年(元和四年)閏十二月己未，諱子益差頭鄭惟憲汎海至京，歷奏登庸僭逆之罪。

となつてゐる。どちらをとつても正味二年以上を要する困難な旅行であつたことは間違いない。

しかし、黎寧の側にしてみれば二年以上たつても鄭惟憲よりの連絡もなく、明朝が問罪の師をおこす様子もないでの再度使節を派遣して明朝への訴えを行なつてゐる。

元和四年(嘉靖十五年)のこととで綱目(月欠)に

復遣使如明。

鄭惟憲去後，久無音耗，帝復遣鄭垣如明。垣行抵雲南，明会勘官陶鳳儀等適至。垣備陳莫氏弑逆，及帝播遷事狀，

請討之。勘官回報。明帝下廷議，礼兵二部僉言，登庸有大罪十，不容不討。

とある。

この際、鄭垣は陸路雲南に至り明の会勘官に事情を備陳しているのであるが、鄭惟憲、更に鄭垣の明朝に対する提訴の他に、明朝の内部においても、この時期には安南問題が討議されはじめていた。

既述の如く、嘉靖二年（一五二三年）、明は莫登庸が應（恭皇）を擁立した事実を知り、更にその篡奪の可能性も予測していたが、暫く安南の政情の安定を俟ち、しかる上で安南対策を決定するという方針を採つていた。かかる静観的態度は嘉靖十五年（一五三六年）まで続いたが、この年の冬、世宗の皇子が誕生した。そこで、宗主国として皇子誕生の慶事を藩属国に知らせるための遣使を行うべきだとする論が世宗より提出されたのであるが、この遣使問題を契機として安南の「不朝貢」問題が改めて討議の対象になつたのである。

嘉靖十五年十月、世宗は礼部尚書夏言に対し、次の諭を下した。⁽¹⁴⁾

皇子初生、既詔告天下、何獨外國至冊封日、始遣使詔諭、况以告聞天地百神、即當使華夷一体知悉、他日冊立、再行詔告、卿宜議舉行。

この命に従つて夏言は帝の意志に副い、翰林院一員を正使に充て、給事中一員を副使となし、詔書をもたらして朝鮮、安南を諭することを奏し、帝の承認を得たが、夏言は更に安南が久しく職貢を修せざることを理由に詔諭使に代わり、反対に按問使を派遣すべき必要を上言した。

この間の事情は明実錄⁽¹⁵⁾によると次のとくである。

初上登極、遣使詔諭安南、以道路梗阻、未達而返。至是、皇子生、奉旨復當遣使詔諭。礼部言；安南不修職貢、且二十年、往者兩廣守臣言、黎謐（昭宗）、黎広（黎愍）非黎悧（襄翼帝）應立之嫡、莫登庸・陳嵩等皆篡逆之賊、宜遣使

接問，求罪人主名，以行天討，又近雲南守臣言，安南亡命武嚴威等・侵犯王略，拘執土官，宜兼行体勘，且前使既以道阻不通，今暫停遣命，以全国体。上曰；安南詔使不通，又久不入貢，叛逆昭然，其趣遣使勘問，征討之事，会同兵部，速議以聞。

礼部の上奏により安南が二十年も職貢を修せざる事が指摘され、これに対し明朝は何等かの措置をとる必要に迫られるが、鄭惟愾の情報は、この時期には明廷に達していないし、当時の明廷は嘉靖二年に鎮巡官を派して安南事情を探索した時に得た情報以上のものは得ていなかつたようである。

礼部が「宜しく使を遣わして按問し、罪人の主名を求めるべし」と述べているのは、この事実を裏付けているものといえよう。

この時、既に黎諱、黎應は莫登庸に弑されており、陳暉も行方不明で、安南では登庸の子登瀛が独り君臨していた。黎氏の残存勢力である黎寧一派は未だ弱体で、その存在すら明側には知られていない。かかる事情を仮りに知悉していたならば、「罪人の主名」は自ら明らかであつた筈で、嘉靖二年以來十五年に至るまで、明朝の安南に關する認識は殆んど変化がなかつたといえるだろう。

又礼部は安南の「不入貢」問題について武嚴威の国境侵犯問題を取上げてゐるが武嚴威について安南史料に次の記事がある。

是時（光紹五年），武嚴威起兵於長伸・大同^{光宣}，帝（昭宗諱）命瓊溪侯武護，領軍討之，以范謙柄贊理軍務。

武嚴威が宣光に挙兵したのは一五一〇年であるが、これが明側の史料に登場するのは一五三五年（嘉靖十四年）であるから挙兵後約十五年ということになる。この間の動静は不明であるが黎の圧力をうけ中越国境地帯に播居していたのであろう。

明実錄(17)に謂う、

安南國叛人武嚴威・武子陵等，亡命居雲南邊界水尾州，與八寨長官司副長官司瓏徹・教化三部長官司土舍張沢等交通，已而安南國人捕武嚴威等，急移文八寨，武嚴威疑瓏徹貳己，已誘執之，黔國公沐紹勛及撫按官廉得其狀。至是，以聞且言；瓏徹以中國職官，見囚賊手，不宜置之不問，武嚴威等固必誅之賊，而竄居交地，攻之甚難，張沢等私通有跡，然急之，則恐為變因，以防守撫諭，事宜上之，兵部覆請如紹勛等言，令各府州縣衛所，嚴兵守隘，遏其奔突，毋容入境，諭瓏徹妻子，謹守印信，約束所部，不得驚疑，仍遣人宣布朝廷恩威，明示利害，收回瓏徹，正以國典，事皆斟酌舉行，不得輕率啓鑒，從之。

武嚴威の中國領侵犯及び土官拘留の問題は嘉靖十四年（一五三五年）十月の事件であるが、翌十五年に安南問題が論議されるに及び、礼部は併せて解決せんことを企図したのである。かくして第一の段階として、安南の実情把握のため按問使の派遣が決定されたが、この人選については慎重を期したらしく、嘉靖十五年（一五三六年）十一月、礼・兵二部は按問使の資格に関して次の如く上言している。

……先差錦衣衛官，有胆略材識，通達事機者一二人，令廣西鎮巡官，選威官衛有司官員，深曉夷情，熟知道路者三人，同往彼國，勘問背叛情，由奏報，予為選將，整兵待報而發，復勅鎮守兩廣安遠侯柳珣，鎮守雲南黔國公沐紹助會同，各撫按整備漢土官軍，調度錢糧，以俟征討之命。

単なる按問使とは異り、武力討伐を予想しての遣使であり、使節団も中央・地方の有能な人材をもつて編成されており、これをもつても本格的に懸案の安南問題を解決しようとしていた明朝の意図を窺うことが出来る。
かかる方針のもとに同十一月甲戌、使節団のメンバーが決定される。(18)

差錦衣衛千戸陶鳳儀・百戸王桐於廣西，千戸鄭璽・百戸納朝恩於雲南，詰勘安南國篡奪罪人，及武嚴威等犯辺事情。

前引の綱目に、元和四年（嘉靖十五年）、黎寧の命をうけて雲南に赴いた鄭垣が同地において明の会勘官陶鳳儀にあい、莫氏の篡奪及び黎寧播遷の事情を備陳したとあるが、中国史料では右に見たように鄭璫・納朝恩は雲南に派され、陶鳳儀は広西に赴いているのであるから、鄭垣が明使と雲南で接触した事が事実だつたとしても、それは陶鳳儀ではありえず、この点に関する綱目の記事は、そのまゝ受けとることは出来ないだろう。

一方、明廷は陶鳳儀等を派遣した二日後の十一月丙子に兵部會議を開催して、安南討伐に関する具体的な戦闘体制を検討している。

兵部會議征討安南事宜、請会推武職大臣一員、充總兵官、總督軍務，隆以推轂之礼，次選副總兵官二員，參將四員，遊擊四員，悉聽大將節制。又推文職大臣，素抱經濟者一員，總督軍務，與總兵官計議行事。其兩廣・雲貴二司，及所屬大小官員，宜考覈更置，採用有才力善幹濟者，以備任使。遣總督軍餉大臣二員於雲貴・兩廣，各採部屬才望者三四員，自隨措弁錢糧，以供軍餉所用之兵，乞依永樂年間征討事例。近取兩廣・雲貴，遠取四川，福建・湖廣・江西漢土官軍，道里遠阻，移檄往返，動經數月，乞先勅各處撫按及將領等官，整飭戒兵，預備機械，以聽征調，所謂籍糧餉，亦乞勅各處撫按等官多方處置，凡兵馬經行之處，必足二年之用，庶免臨事欠乏憂。疏入詔可，仍令差去官，從實查勘馳報。

これにより征討軍の規模が大体、永樂の際の安南討伐に準じていたことが知られるが、かく兵部を中心として安南討伐の計画が着々と具体化していく一方において、安南討伐に対する反対論も拾頭してきた。

最初に反対論を展開したのは戸部左侍郎唐胄で、彼は同年閏十二月、上疏²⁰して反対の根拠七ヶ条を説明しているので、やや長文であるが要点を引用してみよう。

……華夷天地自然之限，帝王不以中國之治治之。故高皇帝神武不世出，而以安南不征，著在祖訓，陛下所當遵守一
十六・七世紀に於ける中国・ヴェトナム交渉史に関する一研究（II）

也。太宗討黎李釐弑主之罪，既克，求陳氏後不得，始郡縣之得不償費，仁廟每以為恨。宣德初，章皇帝遂成父祖之志，舉郡縣而棄之，今當率循二也。往代安南盛時，屢為欽·廉連邕之患，自唐高駢征之後，歷五代至宋，曲·劉·紹·吳·丁·黎·李·陳八迭主，而嶺南邊海郡縣，外警遂希，是夷狄分亂，中國之福，不当與之校問三也。……永樂五年，張輔平交趾，明年簡定遠僕號以叛，八年，陳季拏又叛，諸土皆應，僅余交州一城。至十一年，始就擒。十三年，陳月胡又叛，宣德二年，黎里（利）又叛，吾文武臣陷死者如劉子輔·何忠易·先李顧福等甚衆，而士卒物故者，以數十万計。竭中國十余年之力，僅得數十郡縣之虛名而止，况又有征之不得，如宋太宗·神宗·元世祖·憲宗皆喪師損威，可為明鑒四也。夫夷狄入貢乃彼之利，一則奉正朔，以威其隣，一則通貿易，以潤其國，故今安南雖爭亂尚累累，奉表箋，具方物，歛閼求入，撫按以所封姓名，不合符遣去，是欲貢而不得，非負固而來，以此罪之，於辭不順五也。且興師本於財力，永樂時用兵八十万，自雲·廣分進山海，餽餉不絕，今議擬取辦附近四省，然川有採木之役，貴有凱口之師，兩廣糧儲久已匱于田州岑猛之征，自大工迭興，諸省帑藏皆輸，將作加以水旱蠲除，視永樂時財力遠甚六也。

夫此皆有迹可求者耳，杞人之慮又有甚者，唐之衰也，自玄宗南詔之役始，宋之衰也，自神宗伐遼之役始，○今太倉積余僅四百万屯，政壞而田日荒，鹽法阻而商日減，北虜日強，拋我河套，辺卒屢叛，藩籬幾撤，北顧之憂方殷，而更啓南征之議，卒有意外之虞，誰任其咎七也。况錦衣武人闖於大體，万一徇私枉法，鬻或隨之，……且今嚴兵待之，令初下而侵漁騷擾之害四出，憂不在四夷，而且在邦域中矣。

この唐胄の反対論は安南討伐論が形式的な冊封問題や朝貢問題を主な契機としているのに對し、現実的な明朝の利害關係を基礎にして実質的な中国の安全を重視している点に大きな特色がある。

「華夷の分乱は中国の福なり、まさに之と校問すべからず」という主張は Divide and Rule という近代の植民地經營方法に類するものということが出来よう。

この反対論は兵部において検討され、錦衣官の報告をまち、その上で改めて審議されることになつたが、次いで、嘉靖十六年（一五三七年）正月には服喪中の毛伯溫⁽²¹⁾が特に安南征討の責任者として起用された。

かくのごとく、一方において討伐のための準備が着々とすゝみつゝあり、他方では、これに反対する見解が表明されているという時期に前述の黎寧の使者鄭惟愬が来京する。毛伯溫の起用より約一ヶ月後のことであり、この鄭惟愬の来京が明の安南討伐論を刺戟することになるのである。

註

- (1) 全書本紀実錄卷六黎紀光紹三年冬十月条・遣阮時雍・阮儼
黎懿・吳煥如明歲貢，并請封，因國亂後，果不行。
- (2) 明史稿列伝卷一百九十五・安南
- (3) 大明會典卷百五禮部六三 朝廷有大事則遣使頒詔於其國。
- (4) 明實錄正德十六年八月乙巳条・以登極諭朝鮮・安南二國，
命翰林院修撰唐臯・編集孫承恩充正使，兵科給事中史道・
札科給事中李錫充副使以住。安南に赴いたのは、この記事
事によるところ孫承恩と李錫であると思われるが、この記事以
降実錄は孫承恩と俞敦の名前を伝えている。
- (5) 明實錄嘉靖二年三月乙丑条
- (6) 同右 嘉靖三年十二月戊午条
- (7) 全書本紀実錄卷六莫僕紀明德二年条・登庸使人往燕京，
告于明人謂；黎氏子孫無人承嗣，囑使大臣莫氏，權管國
事，統撫民衆。明人不信，密使人往探訪國內消息，詰問因
由，陰求黎氏子孫以立之。莫人每以文詞華飾対答，又多以
- (8) 明史稿卷三百二十一列傳二百九安南
- (9) 綱目正編大正十一年冬十一月条の註記による。
- (10) 明實錄嘉靖十五年十一月乙卯条
- (11) 明史稿等中国史料の一部に嘉靖九年九月に黎諱が清華に卒
したとあるが、これは同年に死んだ黎憲と混同したもので
あろうと思われる。
- (12) 全書本紀実錄卷六莫僕紀・明德三年条
- (13) 天下郡國利病書卷一百一十八安南
- (14) 明實錄嘉靖十五年十月壬子条
- (15) 同右 嘉靖十五年十一月乙卯条
- (16) 全書本紀実錄卷六黎紀光紹五年（一五二〇年）条
- (17) 明實錄嘉靖十四年十月乙未条

(18) 同右 嘉靖十五年十一月乙丑条

(19) 同右 嘉靖十五年十一月甲戌条

(20) 同右 嘉靖十五年十二月壬子朔条

史毛伯溫，以服未闋，辭右都御史，新命請終制得旨，卿才望素著，今安南皆叛，將以征討之事付卿，宜亟赴京以承朕命。吏部趣其就道。

執筆者紹介

近山金次

慶應義塾大學文學部教授

志水正司

專任講師

大沢一雄

橫濱市立港高等学校教諭

伊藤清司

慶應義塾大學文學部助教授

近森正同

助手

坂口博徳

商學部教授

尾崎康

文學部助手
同大学附屬研究所斯道文庫助手